

建築物のエネルギー消費性能に係る認定申請手数料

1. 算定方法

建物用途	申請範囲	算定方法
一戸建住宅	棟認定	表 1
共同住宅等	棟認定	表 1
非住宅建築物	棟認定	表 2
複合建築物	棟認定 (※)	表 1 + 表 2

(※) 主として居住の用に供する共用部分（評価対象外の部分は除くことができる）の床面積は、住宅部分（表 1）に加える。

2. 手数料一覧表

○表 1 住宅部分		手数料
■一戸建住宅	1 件につき	5,800 円
■共同住宅等（共同住宅、長屋、一戸建住宅以外の住宅）		
当該床面積の合計が 300 m ² 未満	1 件につき	10,000 円
当該床面積の合計が 300～2,000 m ² 未満	1 件につき	22,400 円
当該床面積の合計が 2,000～5,000 m ² 未満	1 件につき	44,600 円
当該床面積の合計が 5,000 m ² 以上	1 件につき	76,400 円

○表 2 非住宅部分		手数料
当該床面積の合計が 300 m ² 未満	1 件につき	10,000 円
当該床面積の合計が 300～1,000 m ² 未満	1 件につき	19,000 円
当該床面積の合計が 1,000～2,000 m ² 未満	1 件につき	28,400 円
当該床面積の合計が 2,000～5,000 m ² 未満	1 件につき	76,400 円
当該床面積の合計が 5,000～10,000 m ² 未満	1 件につき	118,400 円
当該床面積の合計が 10,000～25,000 m ² 未満	1 件につき	148,400 円
当該床面積の合計が 25,000 m ² 以上	1 件につき	184,400 円